

法定相続分の詳細【相続人が子（直系卑属）だけの場合】

【前提事項】

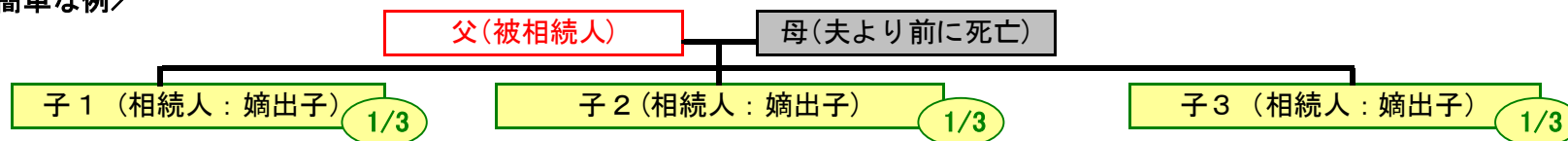
まず法定相続人が誰であるのかを知る必要がありますがここでは、相続人についての説明は割愛します。詳細は、” < 1. 相続手続きの流れ > c. 誰が相続人かを調べる<補足>★相続人とは” をご参照下さい。

【法定相続分】

相続人が子（直系卑属：「子（実子〔非嫡出子、嫡出子〕、養子）→「孫」→「ひ孫」…）だけの場合の法定相続分は

- ・子が複数いる場合は、均等割りとなります。
 - *但し、非嫡出子は嫡出子の半分。
 - *子が先に亡くなっている場合にその子に子供（孫）がいる場合には、その子の取り分を孫が取得（孫が複数いれば孫間で均等）。

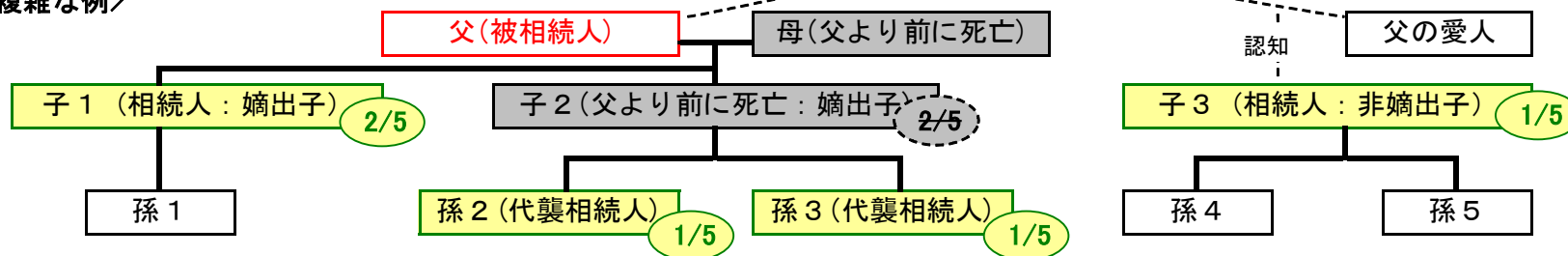
<簡単な例>



[解説]

- ・子が複数いる為、均等割りとなり $1/3$ ずつとなる。

<複雑な例>



[解説]

- ・子は、嫡出子2名+非嫡出子が1名であるので、2 : 2 : 1の割合で分ける事になる。その為、子1と子2は、 $2/5$ 、子3は、 $1/5$ となる。
- ・更に子2は父より先に亡くなっている為、孫2と孫3が子2に代わって相続する（代襲相続）。孫2と孫3は、子2を均等割りとなり、 $1/5$ ずつとなる。